通知書

孫 樹斌

殿

令和 3 年 11 月 9 日

東京地方裁判所民事第9部 裁判所書記官 飯 高 英 渡

(秋田智子 裁判官担当)

債権者 大宇宙ジャパン株式会社

債権者代理人弁護士 鶴森 雄二

電話 03-3980-9190

債 務 者 孫 樹斌

上記債権者から申立てのありました

動産仮処分命令申立事件

について、あなた(債務者)の主張(言い分)をお聞きすることになりました。

つきましては、

令和 3 年 11 月 17 日

15 時 00 分

に 当部発令係(2階北側) までお越しください。

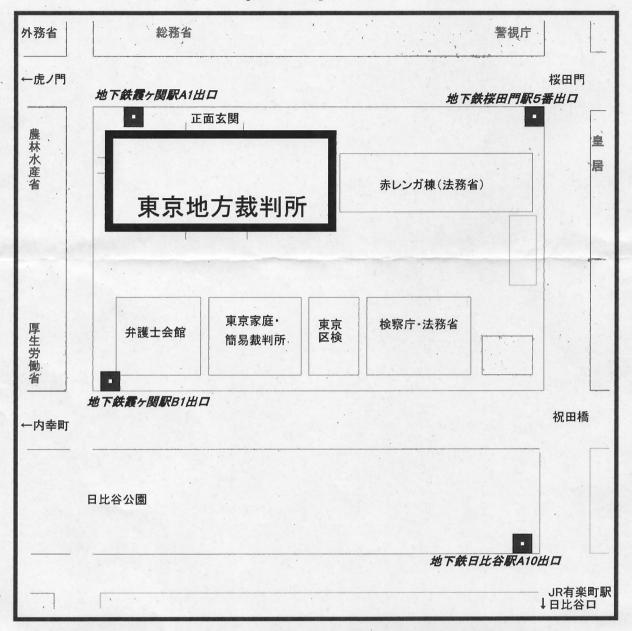
- 1_ 申立書及び既に裁判所に提出された証拠書類は,債権者(代理人)から あなたに直接郵送されます。
- 2 来庁された際には、この通知書を発令係に示してください。 また、ご本人であることを確認できる運転免許証、健康保険証等の身分証明 書を当日必ず持参してください。
- 3 なお、当日来庁されない場合には、あなたの主張(言い分)を聞かないままで仮処分命令が発せられることもありますから、念のため申し添えます。

裁判所の所在地

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号 (別紙案内図参照)

東京地方裁判所民事第9部 発令係 TEL 03-3581-3406 (ダイヤルイン) FAX 03-3595-2259

庁 舎 案 内 义



[最寄駅] 丸ノ内線 霞ヶ関駅(A1出口) 1分 地下鉄

日比谷線 霞ヶ関駅(A1出口) 1分

千代田線 霞ヶ関駅(C1出口) 8分

有楽町線 桜田門駅(5番出口) 3分

都営三田線 日比谷駅(A10出口) 13分

R

J

山手線·京浜東北線 有楽町駅(日比谷口) 18分

〒100-8920

東京地方裁判所民事第9部(2階)

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

TEL:03-3581-3406(ダイヤルイン) FAX:03-3595-2259

※ 正面玄関以外の入り口は、都合により閉鎖される場合がありますのでご注意ください。 当庁の駐車施設は狭あいでかつ閉鎖されることもありますので、車による来庁はご遠慮ください。